Insert Advertising Guidelines

折込広告基準

2026年2月27日改正

栃木読売ISは読売新聞広告倫理綱領及び、読売新聞広告掲載基準を参考に、折込広告基準を定めています。

総則

1. 広告の内容についての一切の責任は、広告主が負うものとする。
2. 折込広告の配布にあたり、当社は読者の利益を守り、広告に対する読者の信頼に背かないよう、広告内容の調査や確認に努める。
3. 広告は、法律・政令・公正競争規約および業界での適正広告基準等を順守したものでなければならない。
4. 広告は、基本的人権を侵害するものであってはならない。他人を誹謗中傷し、または名誉を棄損するおそれのあるもの、プライバシー権を侵害するもの、差別を助長するおそれのあるものであってはならない。
5. 広告は、社会的秩序を乱すものであってはならない。信用棄損、業務妨害となるおそれのある内容であってはならない。

全般規定

1. **広告主名の明示**
   責任の所在を明確にし、読者がその内容や提供されるサービスについて詳しく知る便宜を図るために、広告主名と連絡先を明記してください。(住所、電話番号、URL等)ただし、以下の場合は表示の省略を認めます。
   ①一般に広く知られている商品名、商標と当社が判断した場合。
   ②広告主の意図を当社が認め、読者を混乱させるおそれがないと判断した場合。

2. **お取扱いできない広告の内容や表現**
   (1) 総則で掲載を禁じているもの。
   (2) 広告の内容が不明、あいまいなもの。
   (3) 虚偽的なもの。事実や実態を曲げて表示し、誤認させて効果を上げようとするもの。
   (4) 暴力、脅迫、とばく、麻薬使用、売春などの犯罪を示唆、肯定するおそれのあるもの。
   (5) 露骨な性表現、わいせつ、セクシャル・ハラスメントに当たるおそれのあるもの。
   (6) 醜悪、残虐、猟奇的で不快感、恐怖感を与えるおそれのあるもの。
   (7) 青少年の健全な育成を妨げるおそれのあるもの。
   (8) 個人情報の利用、管理等に十分な配慮がなされていないもの。
   (9) 第三者の著作権、商標権、その他知的財産権や肖像権を侵害するおそれのあるもの。
   (10) その他、当社が妥当でないと判断したもの。可否の理由について、当社は説明する義務を負いません。

判断が難しい場合は関係諸機関・団体の指導・協議により決定する場合があります。 ご不明な点がございましたら、当社にお問い合わせください。

大規模・激甚災害時

新聞折込広告お取り扱いに関するガイドライン

地震・津波・豪雨・水害・豪雪・噴火などの自然災害、原発事故・放射能漏れ・大火事のような事故・人災などの災害時、被災地に所在する新聞販売店の倒壊やライフラインの崩壊、その他想像し得ない事態が発生することを私たちは 2011 年 3 月 11 日の「東日本大震災」で学びました。
また、2020 年に発生した「新型コロナウイルス」等広域的な感染症の蔓延による実害も経験しました。
同様の災害が万が一発生した場合、ご依頼いただいた折込広告の一部または全部が実施不能となることがございます。また、通信手段の確保が困難な状況下では、中止することすらできない場合がございます。
本ガイドラインは、このような災害時における判断方法、責任の範囲を定めたものです。あらかじめご了承くださいます様、お願い申し上げます。

実施の判断

災害時において、新聞社、新聞輸送会社、新聞販売店、折込広告代理店、折込輸送会社は全力を傾注して、新聞及び折込広告をお届けすべく努めます。
しかしながら、災害規模・被災状況により折込広告が実施できない場合がございます。このような状況下での実施の可否については折込広告代理店及び新聞販売店の判断とさせていただきます。
また、新聞本紙が新聞販売店に未到着の場合は、折込広告が新聞販売店に到着済みであっても、折込広告のみの配達はいたしません。

責任の範囲

実施不能となった場合、折込広告本体の印刷代金・用紙代金・営業損失・その他間接的費用については一切責任を負うことができませんのでご了承ください。被災によって折込広告自体が破損し使用不能になった場合も同様とさせていただきます。
また、未実施分については、日程を変更しての実施及び返却ができない場合がございます。

実施不能なケース

- 人命に関わる場合
- 人員の安全確保ができない場合
- 新聞の印刷工場が被災により新聞が発行不能となった場合
- 道路・橋梁などの崩落や豪雪・豪雨・落石による交通の遮断で次のとおりの状況になった場合
  1. 新聞販売店に新聞が届かない場合
  2. 折込広告を輸送する車両が新聞販売店に到達できない場合
  3. 新聞配達員が配達先に到達できない場合
- ライフライン（食料・飲料水・電気・電話・インターネット）の崩壊により業務遂行不能な場合
- 新聞輸送、新聞配達、折込広告輸送に関わる車両や燃料の調達が困難となった場合
- 警察、消防、その他監督官庁からしかるべき指導があった場合
- その他、折込広告業務を著しく阻害する事態が発生した場合

配達遅延について

読者への配達遅延につきましては、一切責任を負うことができませんのでご了承ください。